

平成27年度

第47回埼玉県景観審議会

平成28年2月10日（水）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○（司会）和田主幹 定刻になりました。

私は本日司会を務めさせていただきます埼玉県田園都市づくり課主幹の和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料をお持ちいただいていると思いますが、それに加えて本日お配りした資料がございます。事前にお送りした資料といたしまして、この綴ってあるものですが、配付資料一覧、出席者名簿、座席表、次第、主な資料になりますが、資料1と資料2になります。また、本日お配りした資料といたしまして、出席者名簿と座席表、こちら事前に送付させていただいておりますけれども、出欠に変更がございました。加藤委員が欠席ということになりましたので、差し替えをお願いいたします。

また、本日お配りした資料のA3で2枚ございます。右下に4-1、4-2と書いてあるこの図面ですね、4-2は写真入りの資料です。これに関しましては、資料1の中のページでいうと4ページ、右下の4となっているもの、資料1の中の4ページ、こちらの差し替えになります。諮問事項である「屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について」において使用いたしますので、よろしくお願いいたします。

資料としては以上でございます。何か不足等はございますか。よろしいでしょうか。不足があれば、事務局へお申し出いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第47回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち10名の出席をいただいておりますので、埼玉県景観審議会規則により本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

なお、本日欠席の委員は荒井委員、加藤委員、嶋野委員の3名になります。規則により、これからの進行につきましては、議長である堀内会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○堀内議長 審議会会長の堀内でございます。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

まず、議事を始める前に、本日の議事録に署名をいただく委員を指名させていただきます。今回は、岡田委員と菅原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

傍聴者は、いかがですか。

○（司会）和田主幹 おりません。

○堀内議長 いませんね。はい、わかりました。

それでは、次第に従い議事を進めてまいります。

まず、最初の議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○真栄城主査 私、田園都市づくり課の真栄城と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についての諮問について説明させていただきます。

資料1について説明させていただきます。

諮問事項は、2ページ目に記載しております。関越道の上里スマートインターチェンジが昨年12月20日に開通しました。この開通に合わせて、乱開発抑止、田園景観保全の観点から、上里スマートインターチェンジの主要アクセス道となる3つの道路、一般県道児玉新町線と上里町道2480号線、上里町道藤木戸・勝場線について、道路の一定区間と沿道の一定区域を屋外広告物の掲出の禁止地域としようとするものでございます。

この地域を言葉で申しますと、資料の2ページということになりますが、これを図で示しますと、3ページと本日お配りさせていただいたA3の資料4-1の禁止地域図のようになります。この部分で赤く囲った部分を禁止地域としたいと考えております。

この4つの区域についてご説明したいと思います。まず一般県道児玉新町線については図の①で示した範囲になりますが、これを具体的に言葉で申しますと、上里町道3318号線及び上里町道4203号線との交点から上里町道2480号線との北側の交点の手前10メートルの地点までの区間と、当該区域の路端から両側50メートル以内の区域ということでございます。

次に、図の②に示した範囲になりますが、上里町道2480号線との南側の交点の手前10メートルの地点から、上里町道3081号線との交点までの区間及び当該区間の路端から西側50メートル以内の区域ということでございます。

次に、図の③で示した範囲になりますが、上里町道2480号線が主要アクセスになるのですが、これについては上里町道藤木戸・勝場線との東側の交点の手前10メートルの地点から一般県道児玉新町線との交点の手前10メートルの地点までの区間及び当該区間の路端から両側50メートル以内の区域ということになります。

最後に、図の④に示した範囲になりますが、これは上里町道藤木戸・勝場線ということになります。この範囲については、上里町道2480号線との交点の手前の10メートルの地点から

上里町道2402号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側50メートル以内の区域ということでございます。

以上、この4つの空間と区域について屋外広告物の掲出を禁止しようとするものでございます。ただし、禁止地域ということであっても、自家広告物に関しては、自分の敷地、作業場等に自分の看板を出す場合などの掲出は認められることになります。

この禁止地域の指定についての根拠ですが、屋外広告物条例にございます。屋外広告物条例に関しては7ページ以降に添付させていただいております。この7ページ以降の屋外広告物条例のところを見ていただくと、1ページから2ページのところに条例第4条において屋外広告物の禁止地域を定めております。第4条で定める禁止地域は、第1号から第16号までありまして、主な禁止地域としては都市計画法に基づく低層住居専用地域、文化財保護法により指定された建造物とその周囲、自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域、都市公園、学校、図書館、博物館、病院の敷地、古墳や社寺の区域、高速自動車国道などが指定されてございます。今回諮問させていただくのは、この県条例第4条の第8号と第9号に当たるものでございます。

なお、この資料の6ページに今回の諮問に係る条例の規定を抜粋しましたので、後ほど参考にさせていただきたいと思っております。

まず、第4条第8号の規定は、高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路、鉄道及び索道の知事が指定する区間ということで、この規定は道路敷地そのものを禁止するものでございます。今回でいうと、一般県道児玉新町線、上里町道2480号線、上里町道藤木戸・勝場線、この3つの道路で、こちらのA3の資料で赤く塗った区間の道路部分となります。

また、県条例第4条第9号の規定は、道路、鉄道及び索道から展望することができる地域で知事が指定する区域で、今回の諮問においては道路の両側50メートル以内あるいは西側50メートルと表現した地域がこれに当たります。いずれも、知事が指定する区間ということで、告示行為を行うことで指定します。

これまでの告示については、参考までに申しますと、22ページ以降に全文添付しております。これは後ほどご覧いただきたいと存じます。

既に、屋外広告物がこの地域にあった場合の取り扱いですが、許可を受けていれば中段の条例第8条、経過措置にありますように指定の日から3年間は適用しないとの規定がありますので、指定後すぐに既存の屋外広告物の撤去を求めるものでございませぬ。

その下に記載しました条例第27条についてですが、これは屋外広告物の禁止地域の指定に当たっては、本審議会の意見をいただく根拠規定になります。

次に、また資料に戻っていただきたいのですが、資料の5ページをご覧くださいと思います。

ここでは、禁止地域を指定する目的などを記載しております。これまで、埼玉県景観計画ですとか、田園都市産業ゾーン基本方針に基づきまして、圏央道、正式に申しますと首都圏中央連絡自動車道ということになりますが、圏央道などの高速自動車国道や自動車専用道路の開通に合わせて、乱開発抑止と良好な景観形成の観点からインターチェンジ周辺の主要アクセス道路沿道を禁止地域にしていってまいりました次第でございます。これは、インターチェンジが建設されて道路が整備されて産業施設が集積されると、交通量が大幅に増加しまして、それに伴って屋外広告物が急速に増加する可能性が高く、良好な田園景観を阻害するおそれがあるためでございます。

これまでの実績を申しますと、圏央道坂戸インターチェンジ、圏央道川島インターチェンジ、圏央道菖蒲白岡インターチェンジは平成20年3月に、圏央道桶川北本インターチェンジ、関越道坂戸西スマートインターチェンジは平成25年4月に、圏央道幸手インターチェンジは27年4月に、そして前回審議会に諮問いたしました圏央道桶川加納インターチェンジは平成27年10月に指定した次第でございます。今回についても、インターチェンジの開通に伴う屋外広告物の乱立を防ぎ、田園景観を保全するために関越道上里スマートインターチェンジの主要アクセス道路である3つの道路、一般県道児玉新町線、上里町道2480号線、上里町道藤木戸・勝場線の一定区間及びそれぞれの沿道を禁止地域にしようとするものでございます。

今回禁止地域に指定しようとする地域の写真について、A3でお配りしております4-2、こちらの資料に写真をつけさせていただいております。ご覧くださいとおり、田園風景がかなり多く残っている地域でございます。今後も、こうした田園景観を保全していく必要がございます。

また、この区域を禁止地域に指定することについては、上里スマートインターチェンジの地元の上里町とも禁止地域の範囲などについて綿密な協議を行っており、既に同意を得た次第でございます。

上里町との協議ですが、この地域を禁止地域に指定するに当たっては、地元の上里町からは地域活性化や行楽客の利便性、近隣住民の住宅地への交通流入の防止などを十分に考慮してもらいたいと、そういった要望がございました。スマートインターチェンジ利用者はもと

より、こうした行楽客に対し、地元の集客施設への適正な誘導が必要ということで、交差点付近だけでも誘導看板は必要と強い要望があった次第でございます。

これを受けて、交差点付近には景観とのバランスを考慮して最低限の看板が設置できるよう、交差点の手前10メートルは禁止地域から除くことを協議した次第でございます。

なお、このように案としては交差点周辺を禁止地域から除きましたが、無秩序に屋外広告物が乱立することはあってはなりません。そこで、周囲の景観と調和したデザインとなるよう、上里町を通じて掲出業者には配慮を求めていくこととしています。

今後は、本審議会において当該禁止地域の指定が適当と認められた場合には、必要な手続を経て速やかに適用する予定でございます。

以上で議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○堀内議長 ただいま事務局から説明のあった議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については知事から諮問を受けており、当審議会の意見が求められておりますので、ご質問と答申すべきご意見、これを分けてお伺いしてお聞きしたいと思います。

まずは、ただいまの事務局からの説明に対して、あるいは資料についてご質問がございましたら、ご発言ください。

岡田委員。

○岡田委員 質問ですが、最初に図面を見た段階で、交差点が抜けているところが真っ先に目に入ったのですが、先ほどの説明でまずは状況が理解できました。それで、やはり交差点というと看板が一番立ちやすいということも考えますと、今後、「上里町と県とで調整を進めながら」とおっしゃっていましたが、具体的にどのような形で看板のデザインなり設置の仕方なりを決めていくのかという、その具体的などころのシナリオがすごく大事だと思うので、その辺についてお聞かせいただけたらと思います。

○堀内議長 事務局、よろしくお願いします。

○真栄城主査 まず、具体的なデザインということで、例えば色がありますが、特に埼玉県の条例ではこの色がだめとか、そういった規定はございません。ただ、やはり1つの例として、黄色ですとか赤、黒、などを使った看板というのは、かなり派手で景観を阻害する形になる場合が多いということで、そうした色を使った派手な看板は避けていただきたいということで、上里町にはお願いしている次第でございます。

そういうことで、まず申請が上がってきたときに、そういった色を使った申請がきたとき

には、この色はもう少し彩度を下げてくださいとか、あるいはこの色はできるだけ他の色に変えていただきたいとか、そういった協力をお願いするといったことを考えている次第でございます。

○岡田委員 そうすると、それに対する意見ということになるのですが、よろしいですか。

○堀内議長 続けて質問を伺って、次の段階でお聞きしたいと思います。

恩田委員。

○恩田委員 基本的なことですが、看板ということですが、広い意味での案内標識ですね、公的な案内標識と、それからいわゆる企業が出すようないわゆる看板ですね、これがあると思うのですが、公的な施設の案内と、それから私的な広告ですね、今言われていますのはどちらのほうでしょうか。最低限必要な案内標識は、きちんこの交差点の近くで掲示をすることで合意がされたということで理解したのですが、ちょっと基本的なことなのですが、お伺いたします。

○真栄城主査 まず、公共目的で設置する場合は禁止地域においても適用除外ということで、設置は表示面積とかの一定の基準を保った状態であれば掲出はできます。今回、交差点については禁止地域から除くということですが、これは地元の集客施設が昨年11月に完成し、そこへの利用客の利便性を考えて、禁止地域から除いた交差点については一般の広告物を掲出可能ということになります。

○堀内議長 ほかにご質問はないでしょうか。

菅原委員。

○菅原委員 資料の4-1の②番に当たるところのエリアの、さらに関越を超えた南に行くほうの、こちらの道路につきましても非常に多分、周辺の農地が残っている、広がっているところかと思いますが、こちらの道路まで指定はしないという、その必要性が低いというふうにうかがわれますが、そちらの背景といいますか、理由を教えてくださいませんか。

○真栄城主査 基本的に、禁止地域の範囲は必要最低限ということで今までおおむね1.5キロメートルを目安として指定してきた次第でございます。こちらのほうに関しては、一部確かに田園風景等は残っているのですが、こちらまで指定してしまうとかなり指定し過ぎと、規制し過ぎという考えもありまして、こちらの地域については指定の案はありませんでした。

○菅原委員 先ほどの集客施設が新たにできたというのは、この南のほうに行く方向なのでしょうか、北のほうでしょうか。

○真栄城主査 いえ、サービスエリアすぐそばの工業産業団地というところがありますが、こ

ちらでございます。

○堀内議長 ほかにご質問はないでしょうか。

では、萩原委員から。

○萩原委員 すみません、こちらの工業団地のほうにシェリエさん、上里カンターレさん、集客施設ができたのですが、もう一つ中央軒さんのほうも、たしか何か集客施設を今後作る予定ではあると思うのですが、そうするとよく温泉地にあるように、交差点での掲示が2つも3つも出てしまうようなことになりかねないので、そういう長期の監視なり何なりというのは町がやるということによろしいのでしょうか。

○真栄城主査 おっしゃるとおりでございまして、許可権限は上里町が持っておりますので、上里町が監視する次第でございます。できるだけ乱立は避けたいということは、こちらの意向は伝えておまして、それでこの交差点付近については手前10メートルとした次第です。一般の野立て看板の基準は1基あたり表示面積10平方メートル未満という基準がございます。10平方メートル以内としたのは、例えば縦が1メートル・横が10メートルの横長の看板を立てたいといったときに、1基ぐらいはやむを得ないという理由からです。県としても看板の乱立は望まない中で、上里町から最低限1基は置かせてもらいたいという要望があり10メートルとした次第でございます。

○堀内議長 岡田委員。

○岡田委員 もう一つ質問ですが、交差点を除外した前例というのは県内では今までございますか。

○真栄城主査 いえ、今まではございません。今回初めてのケースでございます。

○堀内議長 ほかにご質問はないでしょうか。

最後に少し私から質問します。今、岡田委員がした質問は実は私もしたかったことで、これが初めてのケースということですね。

あとは、そういう集合看板ですね、工業団地の入り口などにはたしか集合看板で、最初からデザインされた枠があって1つの面積が決まっているという、そういう仕様もあるわけですが、今の話を総合すると幅10メートルってすごく大きいわけですよ。その上にもう1段乗るとか、通常の野立ての看板に非常に近いような印象を受けるのですが、ちょっとその辺の2種類、要するに集合看板と野立てという2つの仮にグループあるとしたら、野立てを想定されているということで、質問ですからお答えだけいただきたいのですが。

○真栄城主査 今会長がおっしゃってました横長の表示面積が10平方メートル未満の看板に

支柱を同じくしてもう1基立つとしたら、それは違反になります。表示面積は1基あたり10平方メートル未満という基準がありますので、支柱が同じであれば横長の10平方メートル未満の看板は1基を立てるのがやっとなと思われま

○堀内議長 すみません、大事なことなので、もう1回質問させていただきたい。

10平方メートル未満の看板が既に設置されていれば、ちょっとずらして別の支柱を使って、その後ろに見えるように立てるのはオーケーなのですか。

○真栄城主査 条例上は確かにオーケーでございます。ただ、そのあたりはちょっと配慮をさせていただくようなことも考えております。県としては乱立を望まないところなので、交差点部分にたくさん看板を立てられることは好ましくありません。そういった場合が発生しそうな場合には、県と町で協議したいと思

○堀内議長 質問は以上でよろしいでしょうか。意見の中で、また質問があれば、後で事務局のほうで編集していただけると

では、これから答申すべきご意見と、意見をいただいて協議して、最終的にどれを答申するかという、そういう流れになりますので、まずご発言、ご意見をいただければと思

岡田委員。

○岡田委員 今回、県内初の事例ということになるので、もし判断に困った場合には、ぜひまたこの審議会のほうにお諮りいただいて、1回立ててしまったら、それはもうずっと他の県内にいろいろ波及してきてしまいますので、ぜひ丁寧なご対応をお願いしたいというのが1つ。

それと、1つの看板におさめると言いつつも、派手な色がやはり出てくると非常に問題ということは共有していると思いますが、特にチェーン店が非常に問題でして、某ハンバーガーショップとか、コンビニエンスストアというのは全て色が決まっているわけですが、実は景観条例の中でやっぱりこういう規定があるからということでお願いして色を変更してもらおうというケースもあるかと思

もしそれで前例を活用したいということであれば、流山市の景観計画の中で、例えば看板の色の赤と白を反転させてみたりとか、あるいは看板の高さを変えてもらったりとかという例があります。これは本社マターの話になるので、支店では話がどうにもならないため最終的には本社とかけあうことにはなると思

やはりちょっとそこまで考えていく必要があるのかなということで、もし困ったことがあれば私は流山市でアドバイザーをやっている

ので、参考にしていただければと思

すみません、ちょっと長くなりました。

○真栄城主査 ありがとうございます。

○堀内議長 では、意見は一つ一つ、ちょっと展開して、必要に応じて事務局にお答えいただくという流れでよろしいでしょうか。

今の最初のご意見は、出てきたものを審議会に諮るというご提案なのですが、手続として、これはもう自治体のほうにお任せするという流れだったと思うので、こちらの開催のインターバルもありますので、そのやりとりあるいは時間軸的に、まずそういったことが可能かどうかということも含めて、ちょっと現時点でお答えいただくことは可能でしょうか。

これは意見として、ここで決めるというのは結構大きな問題があるのですが、ここで答申しないといけないので、審議会の意見であって、それが次の段階で事務局が検討するという流れでも許されると思うので、とりあえず今わかる範囲でご回答いただければと思います。

○福島課長 先ほども申しましたが、許可権限とか指導権限とかは町のほうにいておきますので、基本的には町の判断になりますが、今いただいたご意見もありますので、私どものほうとすれば、何か困ったことがあれば審議会を活用するとか、そういうものはできますよという助言は町のほうへも伝えていきたいと思います。

○堀内議長 なるほど。町のほうから、また上げていただいて。

○福島課長 相談があればですが。判断に困るなり、ちょっとうまく調整がつかないような場合があったりとかした場合は、私どものほうを活用してもらえるように、その辺は話していきたいと思います。

○堀内議長 部会ではなくて、審議会になるわけですね。

○福島課長 また、具体的な広告の申請とかのタイミングとかもありますので、その辺はその状況を見ながらになるかとは思いますが、具体的に今お諮りするとかは言い切れないのですが、町のほうの状況を見ながら、またご相談する場合にはご相談させていただきたいと考えております。

○堀内議長 ほかにご意見は。

柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。

私は、交差点を禁止地域から除外するのは反対です。その理由はですね、全ての業者がきちんと申請を出し、そして町側の担当者がきちんと全体像を把握しながら、この色を使って、この大きさでとか、そういうところまで指導ができるかどうか非常に懐疑的だというのが1点。

そして、もう1点は、多分許可申請を出さないで交差点に掲出する者がいるというのが火を見るよりも明らかなのではないかというふうに思われますので、町側からどうしてもということであったのですが、禁止区域に入れて、かつ例えば町の権限で、この物件に関してはこういう観点から必要と認めるので、適用除外にして立てていいですよという形にするほうが、景観保全という面から考えれば間違いなくよいのではないかと思います。以上です。

○堀内議長 貴重なご意見ありがとうございました。

岡田委員の2つ目のご意見は、ちょっと後回しでよろしいですか。

○岡田委員 はい、いいですよ。

○堀内議長 今の柴田委員のご意見をちょっと私なりに説明させていただくと、除外という申請を出さないで立ててしまうとか、町には色や大きさについて指導をする力があるかという意味ですね、全くどうなるかわからない。それに対して、禁止をかけておいて、例外的に掲出を認めるという、それが許可制か届出制かわかりませんが、町を通さなかった時点で、それはもうだめだよというわけですよ。そういう仕組みにできないかと、そういうことでよろしいでしょうか。そういう柴田委員の意見がありました。これは大変大きな意見だと思うのですが、ちょっと先に議論させていただければと思います。

○伊藤委員 私も同意見です。

○堀内議長 今、柴田委員の意見に関連した議論ということでよろしいでしょうか。

では、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今のまとめていただいたとおりのご意見と同意見でございます。そのほうが効果的な結果が生じるのではないかと。後から出てきてから、これはどうかというよりは、よろしいと思います。

○堀内議長 伊藤委員の柴田委員の意見に対する賛成意見をいただきました。

ほかの委員の先生方はいかがでしょうか。

○吉田委員 すみません、ちょっと話が戻ってしまい申しわけないのですが、この交差点のところは除外されるというのが今回初めてということですが、そうするとだんだん、今度は交差点のところは外すのが当たり前になってしまうとか、あとは今まで交差点を禁止していたところでも、やっぱりこういった近くとかで外してもらいたいとか、そういうことにはならないのか、そういうことに対してはどのようなお考えで進めていらっしゃるのか、ちょっとお伺いいたします。

○堀内議長 今の吉田委員のご発言は、この提案に関連した質問でございますので、ちょっと

事務局のほうでお答えいただくことはできませんでしょうか。

- 真栄城主査 既に禁止地域にしているところは、確かに交差点も含めて禁止地域にしていますので、そこについては今までどおり禁止地域ということで掲出できないという指導を権限市町村等で行ってもらう次第でございます。
- 堀内議長 既存の既に禁止地域と指定されている交差点に、これの影響が及ぶことはないということですね。
- 福島課長 既存のほうについては、基本的には今決まっているものについては、改めて変えるということを行わないと考えております。こちらについては、産業団地とか、今ある焼却施設などは町のほうで誘致してきたというような状況がございまして、そのために案内看板とか、そういうものは立てられるようにということで、ぜひ町のほうからは除外してほしいという話があったものです。

また、除外するには禁止地域をかけた、また1件1件審査して除外するという手続上、町の権限になりますが、特例を認める場合の権限は、こちらの審議会になりまして、この審議会を1件出てくる都度といいますか、そのタイミングで開催していく必要も出てきます※ので、今回その時間的なもの、申請のタイミングとかを考えますと、町のほうでしっかり管理していくというようなお話もあったので、今回は特例として除外していこうと考えたものでございます。

※ 埼玉県屋外広告物条例では禁止地域において、「1件1件を景観審議会が審議した上で除外する」ことはできません。

- 堀内議長 今のような説明がありました。吉田委員、いかがでしょうか。
- 吉田委員 ありがとうございます。

普通の考えからすると、後からそういうふうにならなくなったのなら、うちのほうも除外部分にしてくれという要望が出てしまうということも考えられると思います。今までに禁止にしてきたところでも。そういうことについては、どのような対応をお考えなのでしょうか。

- 福島課長 要望があるということは想定されますが、実際にそれがどうなのかですね。実際に禁止地域を外すことがいいのかどうか、どういう目的で外したいとおっしゃるのか、その辺の内容を考えて判断することになるろうとは思っています。ただあそこが10メートル外しているので、ここも外してくれというような、そういう一般論的なものにはならないとは考えております。
- 堀内議長 ほかに、この件についてご意見はありますか。山崎委員。

○山崎委員 先ほど、10平方メートル以内で立てるということを言われたときに、「後ろに立てたときは」というようなことをおっしゃったのですが、そういった細かい部分についての決めごともしっかり決めてから、これを施行していただきたいと思うのですが、そういったものはできているのでしょうか。

○堀内議長 はい、事務局、よろしくお願いします。

○福島課長 今現在、そこまで細かい、どういうルールでやるかというところまではできておりませんが、既に今もインターチェンジがオープンしておりますので、なるべく早く禁止区域をかけていきたいというような考えもありまして、まずは最低限かけられるところを指定していきたいというふうに考えているところでございます。

また、おっしゃるとおり今後そういう詳細を詰めていかなければいけないということは考えております。

○山崎委員 ありがとうございます。

やはり漠然と進めるというところは多分ないとは思いますが、詳細にやはり決めてやっていただければと思います。

○堀内議長 今の山崎委員の質問の趣旨を僕なりに解釈すると、それが仮に除外した場合、ガイドラインがないと大変なことになる。町には景観に詳しい人がいるとは限らないので、それをもし除外するのなら、こちらのアドバイス案として、町に渡すその運用基準みたいなもの、例えばガイドラインをつくるとか、そういうご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎委員 はい、そのとおりです。

○堀内議長 では、そういう趣旨だということで、これだけの景観の専門家がいるため、アドバイス案がありました。ここはひとつ穴が開くと、次にまた繰り返される可能性があるわけで、最初が大事だと思うのですが、専門家の知恵を集めて、事務局の知恵を活用して抜け道にならないようにするべきと考えます。最初が失敗すると今後大変なことになる可能性がある。というのは、やっぱり交差点周辺10メートルというのが、町で最初の、地域で最初の、一番とにかく目につく場所で、本当はゲートの何かが景観的に欲しいくらいですが。そこが占用されてしまうという非常に大事なポイントなので、各委員から今ご意見があったかと思いますが、ちょっと大きな問題なのでこの場でこれをやっているとならぬと議事が進まなくなってしまうので、とりあえず意見として後でまとめますが、議事録に今出たものを残していただくということでよろしいでしょうか。

○岡田委員 もう一つ関連して。

○堀内議長 お願いします。

○岡田委員 山崎委員の話の延長上ですが、私自身はやはり禁止にしたからには、後づけ的に認めていくというのがちょっと健全ではないかなという気がしています。やはり重要なのは、市町の心構えというか、ここでいうと上里町が今景観に対してどういう体制があるかというところの議論がちょっと今抜けていたので、そこ少しお聞かせいただけたらと思います。

○堀内議長 岡田委員は、もう最初の柴田委員の意見とほぼ同じことをここで決めるべきだとお考えですか。

○岡田委員 決めるかどうかはさておいて、まず上里町自体が景観に対して全く今まで取り組みがないということになると、それは少し話が大きくなる。ある程度実績があって、事例も結構集めていращやるといようなことになると、地方分権という今の時代ですから、ある程度は市町にお任せする。また、調整するという方法もありうると思ったので、そういう現場ではどうかと。

○堀内議長 今の岡田委員のご意見、ご質問は、初めて交差点の禁止地域除外を許可した理由として、この町はしっかりしているから交差点から10メートルの範囲内の屋外広告物の掲出指導は任せたと、例えばそういう説明がつけばいいと、そういうことですね。その辺はいかがでしょうか。

○真栄城主査 今回、交差点を禁止地域から抜いた理由をもう少し具体的に申しますと、まず1つは住民の意向、要望というのがあります。

サービスエリア近くの産業団地には、上里町にとって地域活性化のために非常に重要視している企業である「シェリエ」、「上里カンターレ」が立地しております。こちら企業は年間300万人の集客を目指している集客施設でもあります。

サービスエリア北側の住民の方からは、この上里カンターレ、シェリエに来る行楽客の方の自家用車などは、自分の家の周辺を通過してほしいという、要望がございました。

そうすると、A3のほうの地図をご覧いただきたいのですが、国道17号から産業団地にあるシェリエに向かう車が、国道17号からサービスエリアの近くの藤木戸・勝場線を通らないようにするには、大回りして一般県道児玉新町線、こちらを通過いただき、遠回りして町道2480号を通過してシェリエに行っていただきたいという上里町の強い要望がありました。これは町というよりも住民の意向を受けての判断ということになります。

また、この禁止地域から除いている交差点、一般県道児玉新町線ですとか、町道2480号の交差点には、このシェリエの誘導看板がないと、行楽客が非常に迷惑してしまうことになり

ます。

上里町に来てくれる人にとっての利便性という面では余り適切でないということがもう一つの理由です。

やはり交差点の付近に誘導看板がないと、サービスエリア北側の道をかなり通られてしまうと思います。そうすると、地域の意見を余り酌み入れてもらえなかったということとなり、上里町にとって、地域の要望も応えられない、そして行楽客からの利便性もかなえられないということになります。そこで今回は特例の対応をしたいと存じます。

もう一つは、このシェリエという立地企業は、先ほどもちょっと申しましたが、年間300万人の集客を目指すとっております。300万人の集客によって上里町は町の地域活性化が非常に期待できると考えております。これまでは、交差点を禁止地域から抜いてきた地域については、産業団地に立地する企業は大体製造業を主としていましたが、今回、上里町のシェリエは集客を目的とした施設ということでございます。そこが大きな違いということになります。

県としても、最初は交差点付近については禁止地域除外に反対してきたところですが、上里町の住民の要望、そして来てくれる方の利便性、そして上里町の地域活性化、この3つを吟味した上で上里町がどうしても交差点については何とか除外をお願いできないかと言ってきた次第でございます。今まで前例がなかったわけですが、これについてはあくまでシェリエが集客施設ということを勘案して、この地域の交差点については苦渋の選択で除外する案を採用したところでございます。

また、町の体制については、上里町は景観行政団体ではないのでそういう意味ではごく普通の体制を有していると存じております。屋外広告物の許可権限を受けたのが、平成23年度であり自らの権限で許可事務等を行うようになってから5年程度はたっているところでございます。

○（司会）和田主幹 景観計画に対しては、県の景観計画に基づいて町としては届け出を受けて行っているところで、なおかつ屋外広告物についても県の屋外広告物条例を、先ほど5年という話がありましたが、長きにわたり執行しておりますので、そのような体制でしっかりと取り組んでいるところでございます。

○堀内議長 質問に対するお答えとしては、景観行政団体とか特別踏み込んではいないけれども、県の一般的な指導には従って屋外広告物事務を実施している。

質問以外にもお答えが実は事務局からあって、町のほうの事情としてシェリエという300

万人の集客を見込む施設が町を挙げて周りに誘致していて、その施設に行く誘導のために、このサインが必要だと、その話は今初めて出てきたんで、大変重要なポイントかと思うんですけれども、そういう10平方メートル未満の誘導看板を1つ立てるだけだということですね。

○真栄城主査 一応、目安として1基、10平方メートル未満ということですが、場合によっては小さいものが2つになるかもしれませんが、それは最低限、わかる範囲内で掲出するというので、そんなに乱立しないように交差点から10メートル以内としております。

○（司会）和田主幹 協議の具体的な内容としては、最初の町としては20メートルを要望していました。さすがに20メートルだと広過ぎということで協議を重ねた結果、10メートルというところに落ち着いたところです。交差点を抜くことについては、町から非常に強い要望があったということは繰り返し申しておりますけれども、ここを掲出させてもらえないのであれば、今回の禁止地域の指定自体が町としては協議に同意できないくらいの、非常に強い要望があった上で協議を何とかこのような形でまとめた次第でございます。

○堀内議長 私からも質問です。

外したのは深い理由がありそうなので、今最初に柴田委員からいただいた禁止にしておいて例外的に認めるというのが仕組みとして今あり得ないのでしょうか、それをちょっと確認したいのですが、今の制度的で対応できれば一番いいと思うのですが。

○福島課長 先ほども申し上げましたが、認める場合にはこちらの審議会にお諮りして認める、認めないのご判断いただくこととなります ※ ので、そうしますと実際に権限を持っている上里町との時間ですね、申請が上がってどうするかと、なかなかお集まりいただくのも難しいところもありまして、現在、実際的にはなかなか難しいのではないかというふうに私どもは今考えているところでございます。

※ 埼玉県屋外広告物条例では禁止地域において、「1件1件を景観審議会が審議した上で除外する」ことはできません。

○堀内議長 やってみたいとわからないということですね。ただ、手続的にはあり得るというふうに理解しました。

なぜかといいますと、もう1つ、特定の看板ということが今どうやら見えてきたので、ただそれが今の禁止地域じゃなくするというと、最初のいろんな委員からの質問はある意味、悪い方向に想像が働いてしまう、そういう可能性が多いという実は意見だったと思うのですが、それが無いということを担保できるのかという懸念の払拭がなかなかできないというふうに、背景にはあるかと思いました。

時間の関係で非常に厳しい、今まとめが厳しいのですが、今大体意見は出尽くしたかと思いますが、いかがでしょうか。

萩原委員どうぞ。

○萩原委員 すみません、私の地元なもので、どういうところの看板が出るかと今考えていたのですが、ちょうど北のほうにイオン上里がありますね。ここの駐車場から出て曲がるところの看板を思い浮かべると、結構なかなかの施設がたくさん看板出しています。実際、それと同じものがここにつくのはいかがなものかと思います。何もしなければ、結局のところ禁止地域としない交差点には、全部の方面におそらく看板が立てたがるのだらうなという感じはします。

もう一つは、あと先ほどの話だと、何か規制をかけると、まるでここに看板が立たないようなお話になってしまうのですが、むしろせつかく300万人集まるのなら、きれいな景観に合った、ほかの手本になるようなものを立てていただきたいと思います。

ですから、景観に合ってちゃんと集客にも資するようなものが立つということをお願いしたいと思います。それをこちらの審議会でもチェックというか、事後報告でもいいですから、「こういうものが立ちました」とかですね、それについてまた何か意見を言うとか、そういうことはできないのでしょうか。

○堀内議長 先ほど山崎委員がガイドラインという意見を出したのですが、それはまた作るのが大変でして、一般的に何でも対応できるイメージでガイドラインと言ったのですが、どうやら今回もう少し絞ってよさそうです。

そうすると、今の萩原委員の発言によりますと、看板を景観に合って、町としてもそれが資源として価値のあるものにするよう、つまり、計画的にその10平方メートル未満の看板がよいものにコーディネートされればいいのではないかとそういうご意見かと思いました。

ですから、こういうことをこちらからの意見として町に伝えていただいて、紳士的なやりとりで町から次の委員会に間に合えば、そこで諮ることもできるし、事後でいいから、こちらでまた目を通すという、それなりに先方も緊張感を持って業者さんに指示をするのではないかなというふうに考えられますが、いかがなものでしょうか。

○岡田委員 1つだけいいでしょうか。

○堀内議長 岡田委員。

○岡田委員 いろいろな意見が出てきているところですが、一番重要なのはこれから県から町のほうに意見が伝わり、さらに町のほうで運用していくことになるのですが、事業者の方と

綱引きが始まって、例えばですが、訴訟だなんていうふうになったときには禁止区域から除外している場合には何か担保がなくなってしまうおそれもありますか。そういう場合には、県条例を根拠にできるのでしょうか。つまり、何を根拠にして議論をこれから進めていけるのかという、そこの部分をしっかりしていれば、おそらく委員長がおっしゃった方向でよろしいのではないかと思います。

つまり、何らかの後ろ盾が常にやりとりの中にあるのかないのか。精神論だけで進めてしまうと、行く行くは訴訟みたいな話になってしまうので、その担保性というのはどうなのでしょう。

○福島課長 禁止地域から外した場合には、やはり協議になります。業者さんとの協議の中では、絶対に町の意見を聞かなければいけないというような担保は得られないところでございます。禁止地域であれば、当然そこは出してはいけないので、看板の設置をとめることはできますが、除外している状況ですと、やはり町が保留だといったときに、その制限を担保するものはなくなります。

○堀内議長 答申をする内容を確認したいと思います。

まず、10メートルの部分を手放しで除外するということは、まず避けていただきたいということですが、手放しでない手段として、今2つのレベルが出てきたかと思えます。1つは、禁止区域をかけたまま、特定のそういう案件について10メートルの範囲については協議の上、除外を認めるという方法です。※ 出てきたものを審議会で受け取って、審議会で審査をするという意味ですね。そのやりとりの仕組みがちょっと今思い浮かばないのですが、少なくともその除外をするには手続が必要であり、それが簡便なものから委員会を巻き込んだものまであるわけですが、手続が必要で禁止区域は交差点から10メートルを外さないというのが1つ。

※ 埼玉県屋外広告物条例では禁止地域において、「1件1件を景観審議会が審議した上で除外する」ことはできません。

もう一つは、外した上で、その提出義務というか、協議のやり方は今申し上げたのとほぼ一緒かと思えます。ちょっと私が今即興で編集しましたが、各委員の方、答申についてご意見をいただければと思います。

柴田委員。

○柴田委員 その集客施設のシェリエさんの誘導看板とかをつけなければいけない必要性というのは、先ほどの説明で十分納得はできます。私が最初に申し上げた意見の2つのうちの1

つは、それで片がつくと思うのですが、もう一つそこ以外のところが乱立しないのか、そこに対して上里町はきちんと指導ができるのか、そここのところを何か一言答申に入れられたらいいのかと思います。そうしたらこれを除外してもいいのですが、私が一番心配するのは、ここは空いているのだからいいのではということ、ほかの例えばここを貸し広告の人がスポンサーも決まらないのに枠だけつけて、「広告募集」とかというのをボン、ボン、ボンと4カ所ついちゃったりしたらどうするというのが最初の意見の2つ目です。

当然、工業団地に集客、誘致をして町のためになってほしい、だから来てくれる、例えば事業税を法人税を免除しますとか、そういうものをもう一つの付録的に、もちろんこの禁止地域にも看板を出していただいて結構です、どうぞ、どうぞという、そういうほうだったらいいのですけれどもという趣旨だったのですが。なので、2番目のほうの全然関係ない人のほうは、もう少しきちんと、例えば係員を1人置くとかですね、そういう体制を例えば上里町でやってくれぐらいの何かを言って、だから外すよというぐらいのはいかがでしょうか、それは強過ぎますかね、一応意見として申します。

○堀内議長 係員というのは、行政内部で広告を審査する担当を決めるということですね。

○柴田委員 はい。

○岡田委員 それに関連して、よろしいですか。

○堀内議長 はい。

○岡田委員 私も、柴田委員の考えに賛成なのですが、やはり町としての姿勢が多分に問われると思うので、手放しということにはならないと思うのです。やはり除外するからには上里町としてはどういうふうに分たちが運用していくのかという、その考え方をしっかり提示していただくということはずごく大事だと思います。何となくずるずると進むのが一番よろしくないなので、やはり町としての毅然とした姿勢を見せていただきたいというふうに思います。

○堀内議長 今、町と話ができない状況で何とも言えませんが、事務局からの説明ですと町は立地企業の推進という立場上、ある意味立地企業の看板に対する期待値が高まっている中で、なかなか禁止という概念がなじまないといった、状況がそもそもあると思うのです。

ですから、禁止するのではなしに、萩原委員の言葉が非常によかったのですが、それを町としても誇りに思えるようないい看板ができればいいと。そういう誘導の部分については、それは本当に言葉では決め切れない、見てみないとわからない。おそらく、その辺が各委員の中に心配ごととしてあって、だから、どうなのでしょう、柴田委員、先ほど2つの提案

は、実態としては禁止地域を残すか残さないかは、おそらく県として一番大事な決めることですよね。誘導は、いずれの場合もしなくちゃいけないが、それをどこまでこの審議会を絡めるかというのは、スケジュール的なこと、手続的なこともあります。ただこれは最初のケースということで、できれば委員の方にも頑張っていていただいて、言い出したからには臨時的なということも含めて取り上げるレベルの内容かなと私は考えますが、いかがでしょうか。

今のやりとりで皆さんの意気込みから感じられますので、今後ではなくて、特に今回初めてなので、ここで事例ができれば次はそれを参考にしてやっていただけたらと思うので、丁寧に対応できるようにぜひそういったことで答申をまとめていただきたい。

今の議論を事務局でまとめて、また委員のほうで確認をいただくという手続きを行いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 では、この議題をこれで終了、あとは岡田委員の2つ目の色のことは……

○岡田委員 この後、色の話になるので。

○堀内議長 これにほぼ含まれるということで、次のステップということでよろしいでしょうか。

○岡田委員 はい。

○堀内議長 今のご意見を、先ほど私がまとめましたけれども、もう1回繰り返しますと、提出すべき意見ということで扱っていただければと思います。ご意見の中では、1、禁止区域の除外を設定しないで、例外的というか、その10メートルの範囲で扱うべき広告物等に関しては、ちょっと言葉は事務局のほうで選んでいただきたいのですが、事務局（可能な場合には景観審議会の審議を経る）で検討の上、許可をします。※

※ 埼玉県屋外広告物条例では禁止地域において、「1件1件を景観審議会が審議した上で除外する」ことはできません。

もう一つのケースは、禁止地域から除外するが、そこに看板を設置する場合には、先ほどの景観に合った、町の景観に資源に資するものとして町が責任を持って整備をする。必要に応じて審議する。先ほどの県を通して審議会に諮るということは、必要に応じて行うということですが、やはり町の権限が先に立ちますので、県がどのように入ってくるかは事務局に考えていただきたい。

1つ目は条例が絡むから県が入る必然性があるのですが、2つ目は交差点を禁止地域から外してしまうと入りようがない可能性があるという含みをもっていますので、町の努力を前

面に出す、そのいずれかの対応をすることが望まれるという意見。

あるいは、もう交差点は禁止地域から外さないということで決めるという方法もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

一応、2つ併記で、そうでないとかえって決めにくくなると思うので、全くこれでオーケーということではないということでもとめていただければと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 異議がないようでございますので、これを埼玉県景観審議会の意見といたします。

次に、報告事項(1)公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、公共事業景観形成専門部会の部会長である岡田委員からアドバイス案についてご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○岡田委員 公共事業部会長の岡田でございます。今回の議題に上がっておりますものは、資料2、事前に皆様にご自宅等へ配付されていたと思います。

熊谷ラグビー場改修工事設計業務ということで、お手元に資料はございますでしょうか。それでは、前回の審議会でご案内いたしました、来る2019年、あともう3年後に差し迫っていますけれども、ラグビーのワールドカップが日本で開催と、国立競技場のオリンピックの件でいろいろとあった末のラグビー日本開催ということで、非常に注目を浴びているところでございます。世界中のラグーマンたちが日本に集結して、各地でラグビーの試合を展開するというようなところで、そのラグビー場の競技開催場の1つが熊谷ラグビー場ということになりました。

また、資料2の一番後ろのほうにも書いてありますように、建築後25年が経過しておりかなり老朽化が著しいというようなところで、改修業務が発生しました。このようなことから、当審議会にアドバイザーというようなことで案件が上がりました。

そこで、去る年末の12月21日の午後、堀内会長初め、私と加藤委員の3名で現地に集合いたしましたして、いろいろ現地調査を重ねながら議論を行いました。今日は、その結果についてのご報告ということになります。

それでは、ページが行ったり来たりで恐縮ですが、資料2の5ページをご覧いただきたいのですが、主要な写真と平面図が表示されております。これは前回の審議会でもご提示したものでありますが、前回はちょっと時間が短かったということもあるので、いま一度確認という意味で説明させていただきたいと思っております。

もともと、この敷地は彩の国熊谷ドームというものが中心にあって、熊谷ラグビー場というのはその西側に位置しております。Aグラウンドというのがメインスタジアムになりまして、今回の対象案件になります。そのほかには、Aグラウンドから右側にBグラウンド、そして下手側、南側にCグラウンドというようなことで、3つのグラウンドがありますが、今回の案件の対象は赤枠の中で記されているAグラウンドということになります。

一応、この赤枠の中が検討対象ということになりますが、我々としては、その計画対象地、案件の範囲の中だけでぐるぐる回るのではなくて、まずは主要動線から現地調査を進めてまいりました。その主要動線というのが、熊谷ドームの左側に自由広場と書かれておりますが、そのこの接道するメイン通りというのですか、主要道のところになります。ちょっとこれ文字がぼけてわかりにくいと思うんですが、連絡橋と書かれているところがありますが、その連絡橋の東側から徐々に連絡橋を上ってAグラウンドのほうにアプローチして、その後Aグラウンドの周りをぐるりと回った後に、今度はグラウンド内に入って観客席、そういったところから要所要所の確認を行いました。

まず、最初に現場の様子をお伝えすると、この主要な部分は、ここは熊谷駅から車で数十分かかかるような場所でございます、交通が基本的には不便です。基本的なアプローチは自動車かバスということになりますから、駐車場がメインになります。その駐車場から下りた方々が連絡橋を渡ってグラウンドにアプローチするというところでの想定で検証を重ねました。

それで、このAグラウンドのメインスタジアムが目に入ってくるころ、連絡橋に上がって、ようやく目に入ってくるのですね。その東側、つまり熊谷ドーム周辺からは全くAグラウンドというのは視認できません。この連絡橋に上がって、ようやく初めてスタジアムの様子が目に入ってくると。これが資料2の1ページ目の写真になります。左側、中段のところに連絡橋の上からスタジアム方向を撮影した写真がございますけれども、ご覧のような状況です。

これを見ると、スタジアムだけを見ると、何の競技場かわからない。このような状況の中で、唯一手がかりとなるのが給水塔の頂部のラグビーボールの形をしたモニュメント、これでは何かこの方向に行くとラグビースタンドがあることが確認できるという状況です。これちょっと、この実態を今後どう改善するかということは後でまたご報告しますが、このような形で、まず遠景としての大きな問題点としては方向性が非常にわかりづらいというような指摘が委員の中から共通して上がりました。

それで、すみません、また5ページ目に戻っていただきますと、今度は中景のレベルになります。下側の写真がわかりやすいと思いますが、非常に路面が傷んでおりまして、おそらく雨が降ると雨水も非常に溜まるのではないかとこのところ、かなり汚れも目立っている状況です。

さらに、樹木の根も大分張っており、その根の張っている部分のブロックが割れているようなところもあって、ここは検討対象外の敷地ですが、かなりこの辺も問題であろうという認識に至りました。

そして、いよいよ近景に入ってきますと、5ページの左上の様子が一番象徴的ですが、かなり壁面の汚れが目立っております。特に、笠木の付け根の部分から汚れがにじみ出して、それが雨だれのような形でかなり際だっている状況で、これが全体通して確認できたというような状況でございます。

こうしたもろもろの現地確認を踏まえまして、1ページ目のところに戻りますけれども、まず大きくアドバイスの趣旨というものを3つの枠組みでまとめさせていただきました。それが1ページの左上のアドバイス主旨と書かれたところでございます。

大きく3つに整理いたしまして、まずは遠景的な要素、そして2番目は中景、近景的な要素、そして3番目は近景的な要素というところでまとめた次第です。

まず、遠景的な要素を含みます1番目、園内の主要動線上の視点場となる連絡橋からの見え方を意識し、施設を整備することが望ましいということで、これ全面的に壊して新築するというのではなくて、増改築ということになりますので、どの辺を手当てすればいいかといったときに、やはり連絡橋の上からの見え方をきわめて意識した増改築の設計案が検討いただけないかということが1つ目の趣旨でございます。

続いて2番目、中景から近景域に入っただけの話になりますが、かなり施設の壁面の汚れが目立っておりますので、その原因を踏まえて汚れが目立ちにくい色彩、中明度以下で塗装することが望ましいという内容です。

そして、近景に入りまして3つ目、スタンドの中に入りますと、そこからの内部の全体像の見渡しの様子です。おそらく、ワールドカップが開催されるとスポンサーの広告物ですとか、あるいはベンチのところにスポンサーのロゴが入るとか、いろいろな広告物あるいはバナーが掲示されます。さらにはベンチの色合いにとっても、いろいろな装飾が出てくると思います。そういうことを鑑みると、スタンド自体がスタジアム全体を眺望する視点場になります。このことを踏まえて、施設の内部について十分にトータルコーディネートをしていただ

きたいというのが1つ。

もう一つは、周りが非常に低平地で、見渡す限り一面緑のじゅうたんが敷き詰められたような非常に美しい景色です。さらに、私が非常に感動したのは赤城山が物すごくきれいに見えるということで、低平地であるがゆえにこの周辺、赤城山なかなか高いところから見渡す場所がないのですが、このスタンドに上がっていくと非常に眺望がいいというようなところを鑑みて、施設の内部と同時にスタンドを視点場として周辺の景観をも配慮した検討を行っていただきたいと、大枠としてはこの3つの枠組みを設定させていただいた次第です。

その3つの枠組みに沿って、個別具体的内容がそれ以降続きますけれども、まずは遠景的な要素の連絡橋からの遠景に関するアドバイスということで、まずは視線を遮る要素を改善するということです。その右側の写真でもありますように、樹木がかなりうっそうとしてしまっていて、スタジアムを現在覆ってしまっているというような状況と、もう一つ大きな前提として、この給水塔というのがなくなります。ということは、ラグビー場としてのランドマークが撤去されるということになりますので、やはりそれに代わる新たなランドマーク的な要素をスタジアムの中に取り入れていただきたいと思います。

特に、この連絡橋を上がって、ラグビー場がどこにあるかわからないということになると、足腰の弱い方とか車椅子でようやく連絡橋に上がった方々が非常に躊躇してしまうということにも当たりますので、ぜひ交通弱者への安心の提供という意味でも、この連絡橋の上に上がって最初に見えてくるこのスタジアムへの見通し、これをぜひ配慮いただきたいというのがこの1番、2番の話でございます。

そして、さらに増改築に当たって、正面をどこに置くかということになるわけですが、そのデザインに当たっては、この3つ目の内容になります。(3)施設の正面性を意識して設計していただきたいということです。主要動線上の連絡橋からラグビー場のバックスタンドと南西側が一望できると。その視線方向に施設のファサードを設けるなど、施設本体の正面性をデザインいただくと、方向性が明確になるのではないかとということで、以上の3点が遠景に対するアドバイス内容のことになります。

続いて2番目、近景、中景域の施設の壁面に関するアドバイス事項。

1つ目、汚れの原因に対する配慮を行う必要があるということで、これは単に壁の色を塗り替えればよいということではなくて、可能であれば原因源となる笠木の修繕、そういう元を絶つところからぜひ考慮いただきたいということです。

さらに、2番目には壁の塗装の考え方でございますけれども、具体的に加藤委員から明度

5程度以下の明るさを抑えた色の選定が望ましいと。これ最初は暗い印象を与えるそうですが、やはり長い目で見て、初動期に暗い印象があったとしても、時間がたつとともになじんでくるというような内容から明度5程度以下というアドバイスといたしました。

そして最後、3つ目の視点場としてのアドバイスということです。これも3つに整理してございますが、1つはラグビー場内部の色彩は明確なコンセプトに基づいたトータルコーディネートが求められるということで、グラウンド内の見通しがいいのがスタンドの特徴です。逆に見えが良過ぎるということもあるので、ぜひ広告物だとかベンチの色彩等々のトータルコーディネートをぜひ考えて、場当たりの対応しないでほしいということです。

2つ目は、施設周辺の外構の樹木なども景観を意識した維持管理を行っていただきたいということです。これは昨年の日本代表が活躍したワールドカップの試合見てもわかると思いますが、かなりスタジアムから周辺の景色をカメラがキャッチすると、それでその地域性を紹介するなんていうアングルも結構ございました。そういうカメラアングルを鑑みますと、やはりこの周辺の緑広がる熊谷の風景、そういうものを売りにするような樹木管理を行う必要があるだろうというのが2点目でございます。

3つ目、公園の周辺の景観も確認するとよいということで、公園の敷地内ばかりではなくて、公園外の先ほど言った赤城山の眺望ですとか、平野の広がり、そういうものをスタンド内の構造物で隠すことなく、可能な限り外部への視線の抜け道を確保いただきたいというのが3つ目の内容になります。

そして、最後に参考意見というのが書いてございまして、これは検討案件外の中でぜひ申し伝えておきたいということで、8点ほど整理してございます。

まず1点目は、先ほどお話ししたように周辺外構のブロック舗装がかなり傷んでいると。ここ最近、ラグビー人気は男性ばかりではなくて、女性人気非常に高まっておりますので、ぜひハイヒールを履いていても安全に歩ける舗装面をとというような気持ちを持ってですね、この1つ目を付与させていただきました。

2番目は、周辺の工作物ですとか設備類、これが全く今ばらばらの状態でしつらえが施されています。例えば、ドブ漬のものであったりステンレス製であったりというようなことなので、できれば長期的な維持管理の中で少しずつトータルコーディネートしていくような形で色彩も含めながら検討をいただきたいというのが2つ目です。

これが3つ目にも関連いたします。素材とか色彩の一体性を確保ということです。

それと、あと4つ目、サインや照明については国際試合の会場であることを踏まえ、来場

者の動線全体を対象として専門家の意見を聞きながら検討することが望ましいと。これは、ちょうどワールドカップ開催の時期が秋口になります。そうなりますと、どうしても日没時間が早まりますので、周辺には照明がほとんどありません。そういう中で、どういった照明計画を考えるのか、あるいはサイン計画というのをどういうふうに照明と一体的に考えていくのか、その辺のところは専門家の意見を聞きながら、ぜひ検討いただきたいという、これ体制の話になります。

5番目は、体制に対して今度は具体的な内容の話になるのですが、ワールドカップが開催されるからといって、一度に莫大な投資で常設のものをつくってしまうと、後の維持管理費が大変だと。そういうことを鑑みますと、場合によってはハードで整備することばかりではなくて、ソフト面とか仮設で柔軟に対応することもあわせて検討する必要があるのではないかと、そういうところが5点目。

6つ目に、外構にあるベンチは老朽化したものや配置として課題が見られるものもあり、改善の余地があると。ラグビーというと1チーム15人です。それにマネージャーとか監督なんかをもろもろ含めると二、三十人が集まって、2チーム集まると五、六十人のオーダーになる中で、ベンチが1つしかないというような場所がありました。あるいはそのベンチ自体がかなり古くなってしまっているということで、こうした点については改善の余地があるのではないかとというのが6つ目です。

7つ目は、ゾーンごとの特性を整理して、それを更新しながら引き継いで補修などの際に活用するとよいということで、この競技場全体が広域にわたっていますので、ある程度ゾーニングを施して、1つ1つゾーンごとのテーマを決めて更新しながら、そのテーマに見合ったデザインを補修というような形で考えていくといいのではないかとということです。

そして、最後、8番目、競技会開催時以外にもスタンド上部の視点場からの眺望を公園利用者が享受できるような動線計画が可能であれば、公園の魅力を高め地域の新たな観光資源ともなるということで、近年の公共施設は特定の目的ばかりではなくて、国民とか市民に開かれた施設というようなことで、必ずしもラグビー場だからといってラグビーの試合が開催されるときだけが立ち入り可というようなところも、時代にそぐわなくなってきていますので、できれば試合日以外にも一般の方にここを開放すれば、非常に見晴らしのいい場所でもあるので、新しい地域の観光資源にもなるのではないかとということで、そうした配慮もお願いしたいというのが8つ目でございます。

ということで、ざっと記載された内容をお話しさせていただきましたけれども、今日は加

藤委員がご欠席なので、堀内会長からもし補足等あればお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○堀内議長 岡田委員の説明は以上ということで、どうもご苦労さまでした。

全体の構成として、アドバイスと参考意見というのが分けてある経緯でございしますが、こういう視察をすると専門家が歩き回ると、非常に有効な意見がたくさん出てくるわけございまして、ただ今回の検討の趣旨としまして、県の事業として具体的には受け手として県の営繕課の方がこれを受けていただくと、それを直接のメッセージとしてアドバイスというのが県の中の担保性のある――担保性というのは事務局に頑張ってくださいという意味ですね、ある内容である。それに対して参考意見は、せっかく出たいい意見なので、記録として残しておいて、何か臨機応変に、必要に応じて今回のご担当以外の方にも、周辺の整備であるとか、こういった意見が活用できる場面があれば伝えていただきたいという意味で、2つに整理してあります。

本来、この委員会で審議するのは、このアドバイス主旨でございしますので、それを踏まえた上でご質問、ご意見等、いただければと思います。私としては、特に補足することはありません。

恩田委員。

○恩田委員 私は一県民として、今日審議会があるということで、午前中、こちらのラグビー場へ行って見てきました。そうしたら、私なりの要望といたしましうか、一県民として言わせていただきます。3つあるのですが、まず1つ目ですね、先ほども岡田委員が車の利用者ということでお話をされましたが、私は熊谷の駅からバスでラグビー場入り口というところで降りました。まず、ここからですが、降りてラグビー場行くところの案内標識が全くなくて、非常にわかりにくかったという印象を持っております。確かに、駐車場はドーム周辺にあります、いわば表の顔に対して裏といたしましうか、公共交通機関を利用する人たちもいますので、こういったラグビー場入り口のところで降りた人は非常にわかりにくいものですから、ぜひ案内標識を入れていただきたいと思います。

それから、2つ目です。先ほど、ラグビーボールの形をした給水塔が今回の改修に伴って撤去されるというようなことですが、これはぜひ何かシンボリックなものとして残していただきたいと思いました。現在、赤茶色ですが、先ほどもお話ありましたように周りの景観に配慮してグリーンのラグビーのボールをイメージした、そういった何かシンボリックなものをぜひ残していただきたいということです。それは先ほど連絡橋から見たということですが、今

度車の利用者が表の顔といいましょうか、表のそちらのほうから来た方々の正面ではっきり見える位置でラグビー場がよくわかるかというふうに思います。

それから、3つ目は、確かにこういった専門的な方々の知見で景観のいろんなデザイン等のコメントが出ているのですが、私はやはり市民といいましょうか、県民の目線といいましょうか、そういった点から、このスポーツ文化公園、これがどういうふうに熊谷市民あるいは県民に受けとめられているのかということで、県民あるいは市民に意識調査ですよね、そういった部分でどういうふうに受けとめておられるのか、その辺のご意見を吸収する必要があるというふうに思っております。

それで、ネットで探してみましたら、熊谷市のほうで平成27年に熊谷市の市民生活の現状と満足度について聞いておりました。その中に、熊谷市の宝として全国に誇れるものはないかという質問が、大変興味深い質問がありました。その中に、この熊谷スポーツ文化公園が第8位に挙がっていました。上位は、例の熊谷の暑さとか、そういったものがありましたが、この辺のところも踏まえてなんです、ぜひ県民の目線といいましょうか、そういったものも踏まえて改修等にもし反映できればということで、私は一県民としてきょう午前中見えましたので、意見を言わせていただきました。

以上です。

○堀内議長 恩田委員からの貴重な意見を伺いました。

最初の案内、サインについては資料2、1ページの参考意見の4番目、ここに既に記載されておまして、これを補強するような形で位置づけさせていただければよいかと思います。これは今回の改修工事そのものとは関係ないことなので、参考意見としてなっていますけれども、大変重要な指摘だということで理解しております。

2番目の給水塔に関しては、アドバイスの1の(2)に入っておりまして、給水塔の景観面の効果を継承するというので、先日現場に行った3人の委員からも、やはりちょっと予想していなかったのですが、これは大変重要な役割しているということを現場で確認しました。現状の計画ではこれを撤去する予定になっておりますが、これがなくなったらどうなるかということですね。さらにわかりにくくなるという指摘が既にされております。これを残すかどうかというのは、まだ正式には議論されていないと思います。ただ、意見として先方に伝わっております。そういったことで、恩田委員の今のご意見をここに吸収させていただければと思います。

県民の意識調査ということで、これはさらに何というか大きな話がございまして、景観と

というのは市民のそういう意識があって、みんなで育てるものだと私も考えていますので、これ自体はちょっと今回のアドバイス案には落とし込みようがないのですが、課としてぜひこれを受けとめて自治体のほうと連携がとれればと考えております。よろしくをお願いします。

ほかにご意見、質問等がありますでしょうか。

現地を見ていないと、イメージしにくいところが多分にあると思いますが。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 私も熊谷の近くに住むものですから、本当に一近隣住民としての希望ですけれども、私熊谷市民ではないのですが、この公園全体図を見ていただくと本当に緑が多くて、散歩なんかするのにすごくいいなと思って出かけたのですが、冬でしたらいいのですが、春から秋は割と暑いのです。これ遊歩道というのは、見通しの関係もあるので、植栽も低くて、照り返しと上からですので本当に暑くて、せつかく広くていいところなのですが、本当に真夏は人出がないような状態だったのです。ですから、歩くところ、今結構みんな散歩するといっても自宅の近くではなくて、こういうきれいな公園とかがあると、そのところに車なり公共交通機関で行って、中をウォーキングとか、そういう方も結構いらっしゃるので、歩ける部分のちょっと木陰とか、ベンチの上に木陰があるとか、そういうところも配慮していただくと、私は使いやすいのではないかと、利用者の用途も広がるのではないかと思うので、本当に素人の意見なのですけれども、ちょっと考えていただければと思います。

○堀内議長 見学した当日も、ここにウォーキングコースがありました。皆さん元気に歩いていて、そこで立ちどまっていたら、どけと言われました。やっぱりそれが明らかにここでメインのイベントで市民権を受けているということを実感しました。夏はちょっと想像できなかったのですが、樹木は写真でも見られるようにありますが、確かにウォーキングコースから外れた点在しているところなので、こればかりは全部に配置するということは多分難しいかと思いますが、ラグビー以外の貴重な意見ということで、公園利用者ですね、参考意見の中には一部そういうことがあるのですが、また何かそういう視点で本来ならば別のまとめ方があるかと私個人的には思っております。ただ、今回はラグビー場改修工事からのポイントということで、アドバイス案の位置づけをご理解いただければと思います。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

松本委員。

○松本委員 今回、このラグビー場改修工事ということであるわけです。いただいた資料の中にも特に書いてありませんが、トイレ施設の改修というのは今回はないということなのでし

ようか。

○堀内議長 ラグビー場内部ですか、それとも公園全体ですか。

○松本委員 ラグビー場内部です。

○堀内議長 それでは、岡田委員からお願いします。

○岡田委員 私が聞いている範囲ですと、トイレは設置されるというふうに聞いています。

○堀内議長 という解釈で、事務局よろしいですか。

○岡田委員 おそらくそうなると思います。

○松本委員 ワールドカップの国際試合が開かれるということで、若干話外れますけれども、横浜の有名なサッカー場がありますよね、あそこは横浜国際スタジアムと言いつつ、全部のトイレの55%が和式だったという話で、洋式が半分以下だったというような話もちよっと聞いたことがありますので、その辺も含めていろいろ考えていただければなど、ちょっと余談になりますけれども。

○堀内議長 ほかにご質問等ありませんでしょうか。

菅原委員。

○菅原委員 私も、本来なら出席しないといけなかったのですが、都合を合わせることができず、この資料のみからの判断になるのですが、駐車場やバス停から降りて非常にわかりにくいというお話とともに、この競技場自体に熊谷ラグビー場という名称ですね、それがどこについているのかなと見ますと、この資料5ページ目の左の上から2番目でしょうか、この写真、汚れと一緒に書いてありまして、熊谷ラグビー場という写真が右の上のほうに、この高いところにあると。やはり非常にサイン、そして看板、そういった表示ですね、それもこの建物自体を皆さんに名称のデザインというところもあわせてトータルコーディネートというところに入れておくといいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○堀内議長 ちょっと議事が前後してしまいましたが、岡田委員の説明について事務局から補足することが何かあればお願いいたします。

○岡松主査 田園都市づくり課の岡松と申します。

岡田委員のご説明に対しての補足という形でよろしいでしょうか。

○堀内議長 はい。

○岡松主査 そうしましたら、業務の現状や今後の進め方について簡単にご紹介いたします。

この設計業務は都市整備部の営繕課が担当しております。12月に行った専門部会におきまし

でも、担当職員が同席しまして、ご意見ですとかアドバイス内容についてお聞きしております。

設計業務に並行して、ワールドカップの関係者ですとか、庁内の関係課との調整も行っているところがございます。アドバイスの考え方のうち、反映できるものについて取り入れながら設計を進めているところです。

また、今回のアドバイスには類似事業で参考にできる内容が多々ありますので、公共事業の課所、本庁の課ですとか地域機関、そういったところにこのアドバイス結果を周知させていただいて、参考にさせていただくように広めていきたいと思っております。

また、この業務委託の工事が終わった後には、資料の2ページ目、これは前回の審議会でご紹介いたしましたが、運用システムの(2)の施工段階とありますが、施工段階アドバイスという形で再度アドバイスをいただきまして、今後の取り組みに活かしていくということを予定しております。

以上でございます。

○堀内議長 今、岡松さんから説明があった中で、本アドバイスの内容が類似事業でも参考にできる可能性があるというのは、これはこの敷地内ということですか。公園の内部、あるいは全然違うということでしょうか。

○岡松主査 この公園を担当する公園スタジアム課という課にも伝えますし、それ以外の公園、公園以外の施設でも場合によっては参考にできる内容が含まれていると思います。そういった意味で公共事業を行う各課所に伝えていきたいと考えております。

○堀内議長 ほかに質問、ご意見等ありませんでしょうか。

大丈夫ですか。

おかげさまで、アドバイス案については資料を大変よくまとめていただいた関係で、つつがなく議事が進行したようであります。では、特に修正すべき点が今のご意見をいただいただけで、特にないと理解しましたがけれども、いかがでしょうか。このアドバイス案でございます。資料2について特段修正は必要ないということで、一部意見がありましたので、必要に応じて事務局で修正をしていただくということで、基本はこういう形で進めさせていただきます。

では、時間が定刻どおり、すばらしいですね。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了ということで、事務局よろしいでしょうか。

ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○（司会）和田主幹 本日は堀内会長を初め、委員の皆様には貴重なご意見をいただきました。まことにありがとうございました。これをもちまして第47回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午後 3時53分 閉会

「議題（1）埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について」は、次回の第48回埼玉県景観審議会において諮問を取り下げた上で、同審議会に新たな区域案について諮問しております。